



情報局「写真週報」第356号「抜粋」印刷局.1945（滋賀県立図書館所蔵）

琵琶湖干拓物語

閉館日：土曜・日曜・祝日

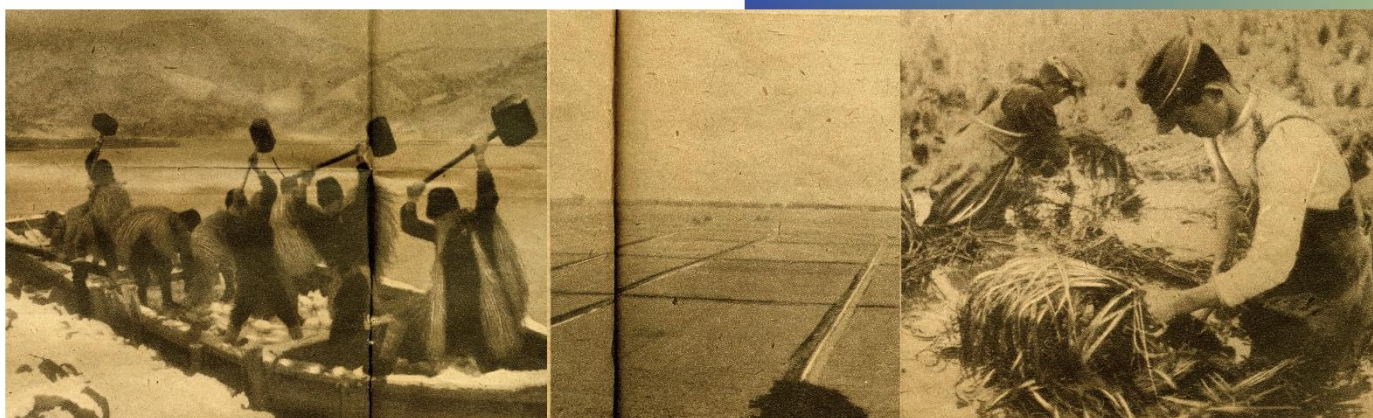
場所：滋賀県庁新館3階 滋賀県立公文書館

Tel：077-528-3126

— SHIGA PREFECTURAL ARCHIVES —

2021. 8.2_月 → 10.28_木

消えゆく内湖と新たな大地



【展示概要】

期間 令和三年八月二日（月）～十月二十八日（木）

日時 月曜日・金曜日（祝日を除く）

午前九時～午後五時

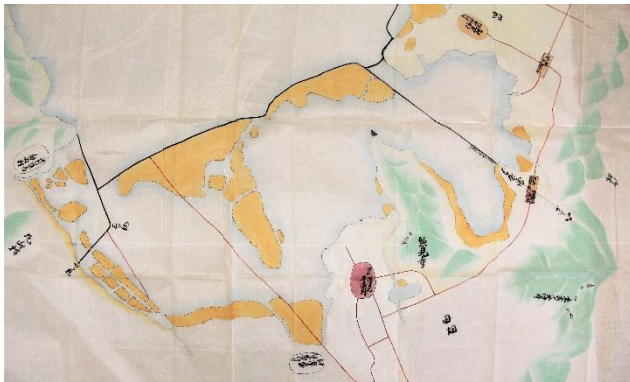
会場 滋賀県立公文書館（県庁新館三階）

内容 特定歴史公文書等二・三点およびパネル展示ほか

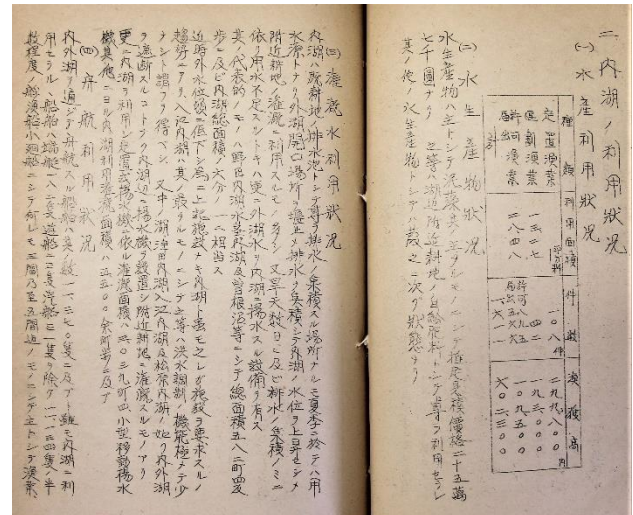
昨年度当館では、昭和戦後期の文書三七七四冊を新たに受け入れました。その中には、琵琶湖の内湖干拓の歴史を示す資料も多数含まれています。

琵琶湖には、戦前四〇あまりの内湖がありました。しかしこれらの内湖は耕地への転用のため次第に干拓されていき、大中の湖をはじめ、松原内湖や入江内湖など、多くの内湖がその姿を消しました。

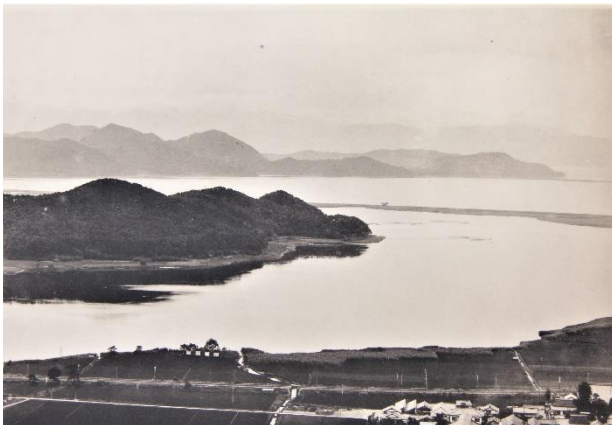
今回の展示では、なぜ大規模な干拓が推し進められたのか、干拓により内湖の姿がどう変化したのか、新しい大地にはどのような人々が移り住んだのかなど、内湖干拓の歴史を歴史公文書から振り返りたいと思います。



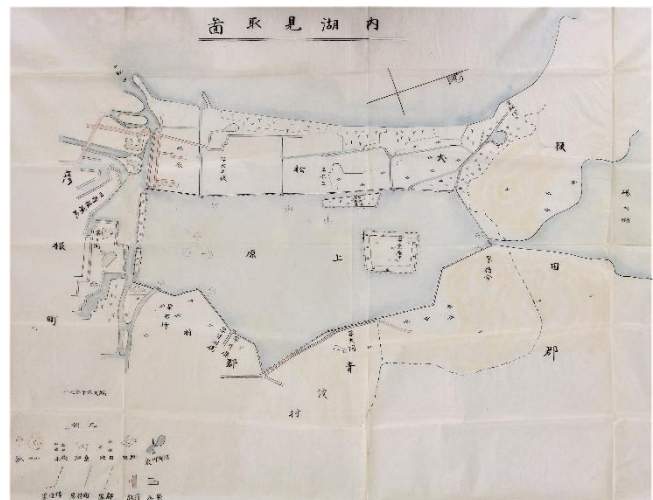
1-3 「元禄元年中湖漁獲区域図」昭和5年4月
【昭こ305(1-2)】



1-1 「内湖の利用状況」昭和16年10月【昭ね9(1)】



1-4 「安土遠望」昭和初期【資570】



1-2 「松原内湖見取図」
明治39年10月22日【明つ39(152)】

第二章 内湖の原風景

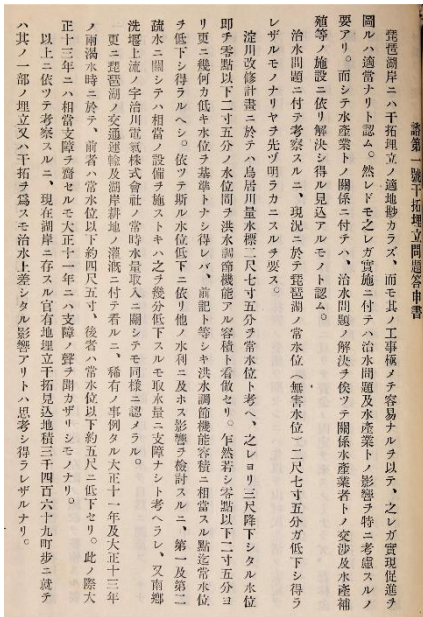
昭和戦中期以降、県内の耕地を増やすために内湖の干拓が進みます。しかし、それまでの琵琶湖周辺には四〇余りの内湖が点在していました。内湖は漁場や、肥料として利用する水産物(泥・藻など)の採取場、かんがい用水として利用され、人々は内湖とともに生きてきました(史料1-1)。

例えば、史料1-2からは、明治期の松原内湖(現・彦根市)においてエリ漁がおこなわれていた様子がわかります。松原内湖は、昭和十九年から同二十二年にかけての干拓工事でなくなりませんが、この絵図からは干拓前の様子がみえてきます。

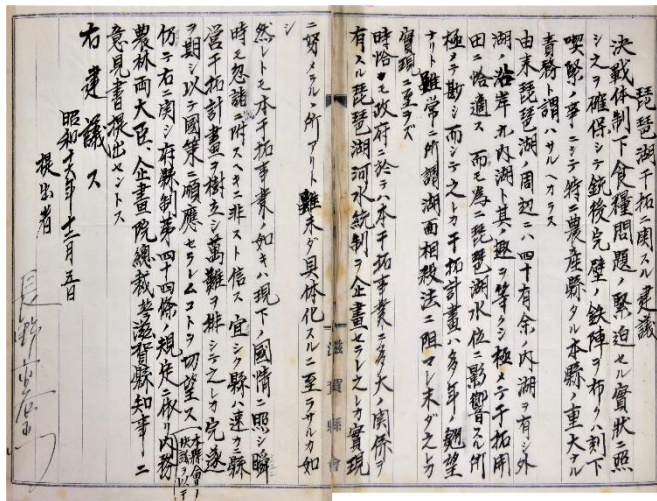
内湖は水深が浅いこともあり、その周辺にヨシ地が広がっていました(史料1-3)。ヨシは、よしず(ヨシ製のすだれ)や屋根の素材として利用されていました。史料1-4は、安土山が内湖に囲まれていた時期の貴重な写真です。左手には安土山、その山を囲むように小中の湖、さらにその奥には大中の湖が見えます。写真には写されていませんが、左手には西の湖もありま

す。小中の湖は昭和十七年に、大中の湖は同二十一年に干拓工事が開始され姿を消しましたが、西の湖は洪水調整池として残されました。

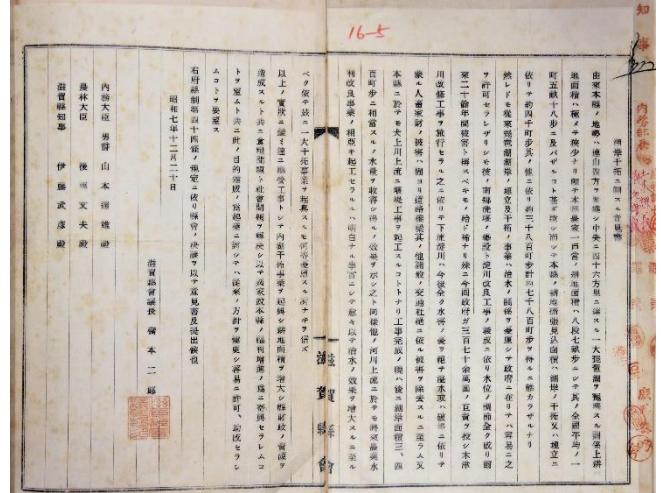
このように、内湖は様々な自然の恵みにより近隣住民の生活を支えてきたのです。そしてそこには、今は見ることのできない風景があったのです。



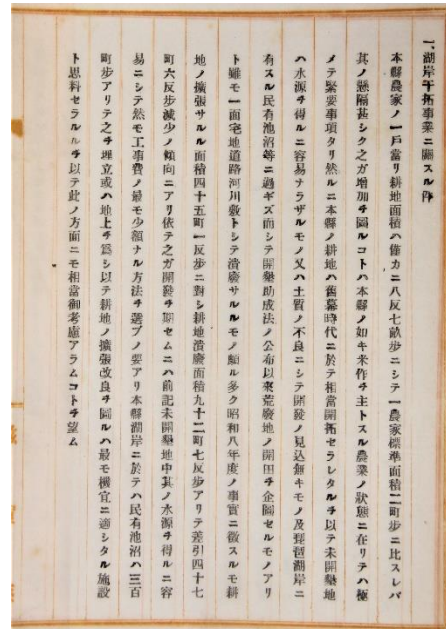
2-3 「答第1号干拓埋立問題答申書」昭和12年7月
【昭ね8(2)】



2-4 「琵琶湖干拓に関する建議」昭和16年12月
【昭き6-3(5)】



2-1 「湖岸干拓に関する意見書」昭和7年12月20日
【昭き4-1(16-5)】



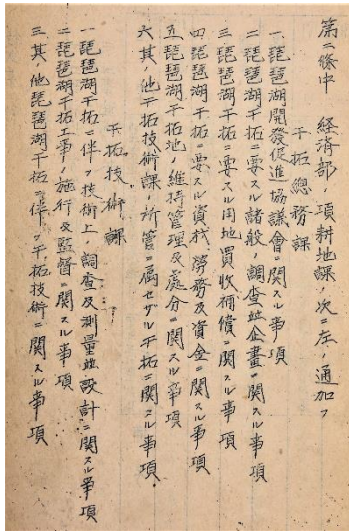
2-2 「内湖干拓に関する知事引継書」昭和9年10月
【昭お6(9-5)】

第二章 内湖干拓計画の起り

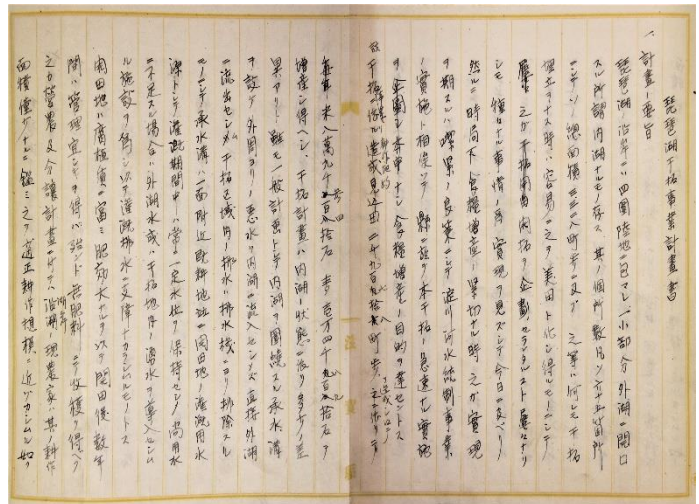
大正から昭和初期にかけて、内湖を干拓し、耕地として利用する案が浮上します。県議会からも、昭和七年、本県は地形的にも耕地面積が極めて少ないので、耕地を増大して「県財政の資源を造成」するとともに、食糧問題などを解決するために、干拓事業を県主導で推し進めてほしいと知事へ要望がありました(史料2-1)。その背景には、事業を行う上で懸念事項であった治水が南郷洗堰や淀川、木津川改修工事により、解決に向かっていったことが挙げられます。

耕地の増大は県にとっても「緊要事項」で、昭和九年の知事引継書でも、内湖の干拓についてよく考えるよう次期知事に求めています(史料2-2)。

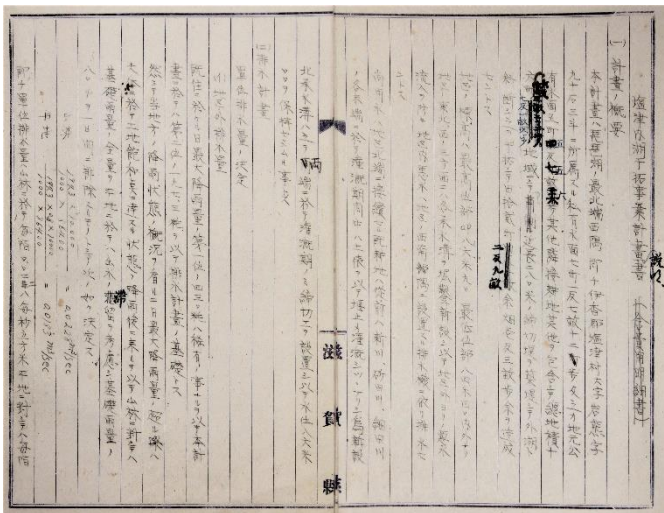
昭和十年には、琵琶湖の多様な利用方法に関し調査審議をするため「琵琶湖対策審議会」が発足し、諮問第一号として琵琶湖干拓が採り上げられました。議論では、内務省から「琵琶湖築堤案」(湖岸線一六〇kmに堤防を築き水位を最高二・四mまで上げることで、沿岸の干拓が可能となる計画)が発表されるなど前向きな検討が進められ、昭和一二年の最終答申書では、治水および水産業への影響を特に考慮した上で、ぜひ実現を促進すべきであると結論付けています(史料2-3)。しかし、これらの干拓計画は常に湖面相殺法(常水位の水面積維持を条件とした水利や湖岸利用の適否判断)や県下からの反対意見に阻まれ、実現はしなかったのです(史料2-4)。



3-3「干拓総務課、干拓技術課の設置」
昭和19年7月4日【昭あ147(504)】



3-1「琵琶湖干拓事業計画書」昭和19年3月13日
【昭た501(1-1)】



3-4「干拓の方法(塩津内湖)」昭和21年6月
【昭ぬ125(4-12)】



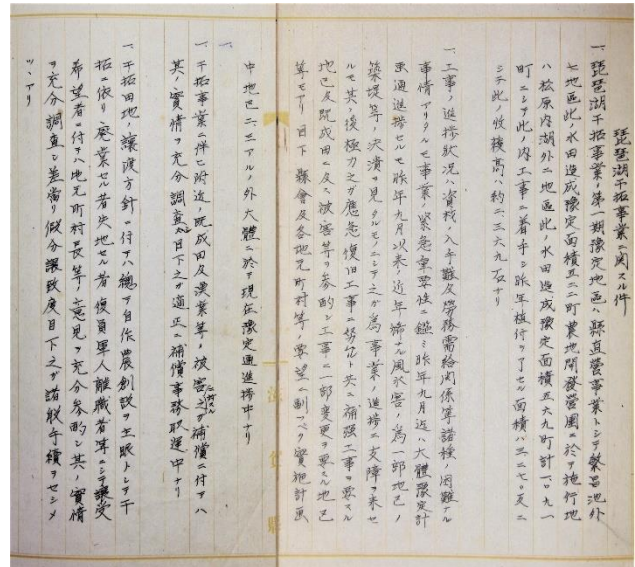
3-2「生れる広大な美田(新聞切り抜き)」昭和18年
【昭ぬ123(19)】

第三章 消えゆく内湖

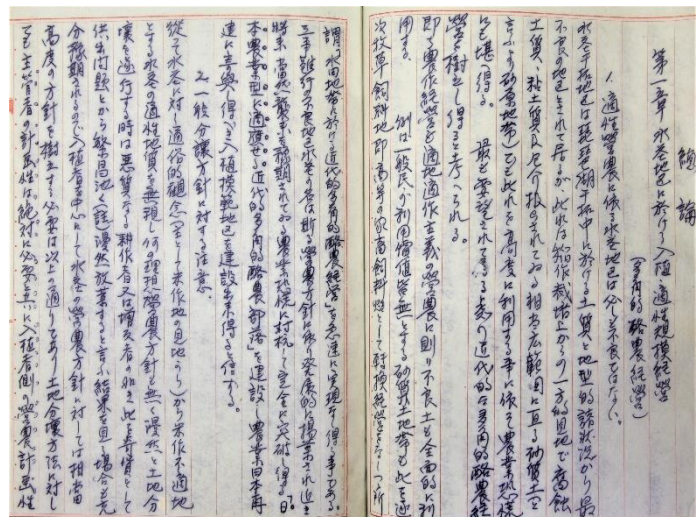
内湖の干拓がようやく実現するのは、昭和十八年から同二十七年にかけて、国が実施した「淀川河水統制事業」によつてです。当時、戦時下の日本では、食糧増産の必要性がますます高まっていました。また、琵琶湖および淀川水系では、明治期以降の課題である治水問題や戦時下における電力不足への対策が求められていました。その解決のため進められたこの事業は、琵琶湖および淀川下流域の治水と利水のため、水量をコントロールし湖水の利用水位をマイナス1m下げるといふものでした。この事業には、湖面低下により内湖約三千haの干拓が可能となる効果もあり、内湖四〇か所の干拓が併せて計画されました(史料3-1・3-2)。本県でも、この干拓事業を今後円滑に進めるため、昭和十九年、経済部に干拓総務課と干拓技術課を設置し、対応にあたりました(史料3-3)。

干拓の方法は、内湖周辺に琵琶湖と遮断するための堤防を築き、内部の水を排水するというもので、多少の差異はあるものの、どの内湖も同様の手法が用いられたようです(史料3-4)。

実際の工事は、戦時下および戦後の資材・労働者不足のなか進められました(史料3-5)。そこで動員されたのが、全国の学徒や食糧増産隊でした。例えば、昭和十九年着工の入江内湖では、彦根中学校をはじめとする学生のべ三万九千人、増産隊一般奉仕団のべ一万二千人、計のべ五〇万八千人が動員されています。

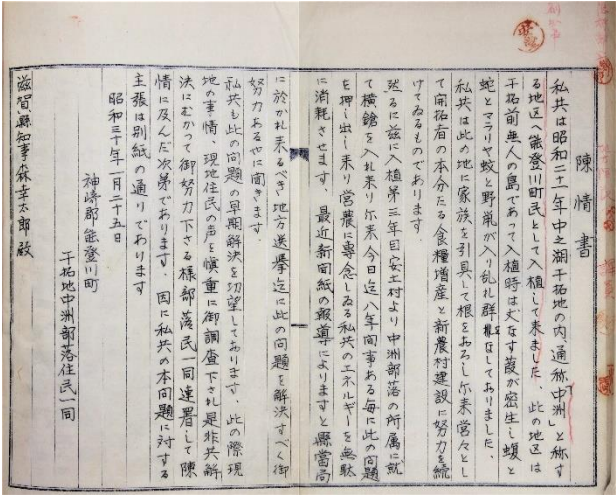


3-5「干拓事業の進捗状況」昭和21年1月【昭01-1(18)】

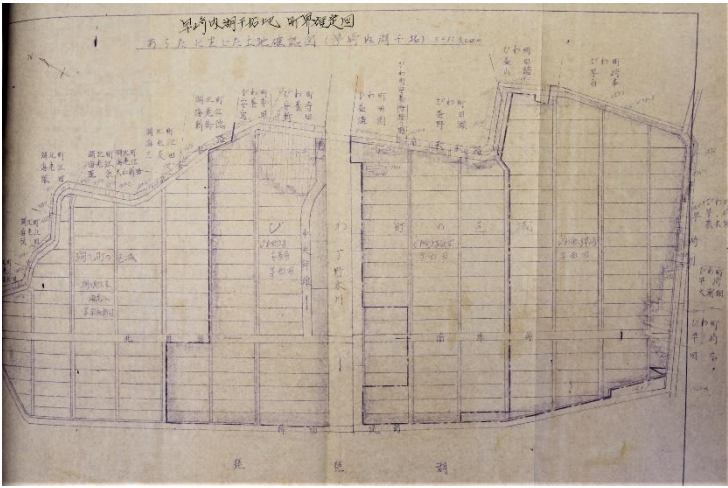


3-6「水荃地区入植経営計画基本書」
昭和22年9月22日【昭26-439(2)】

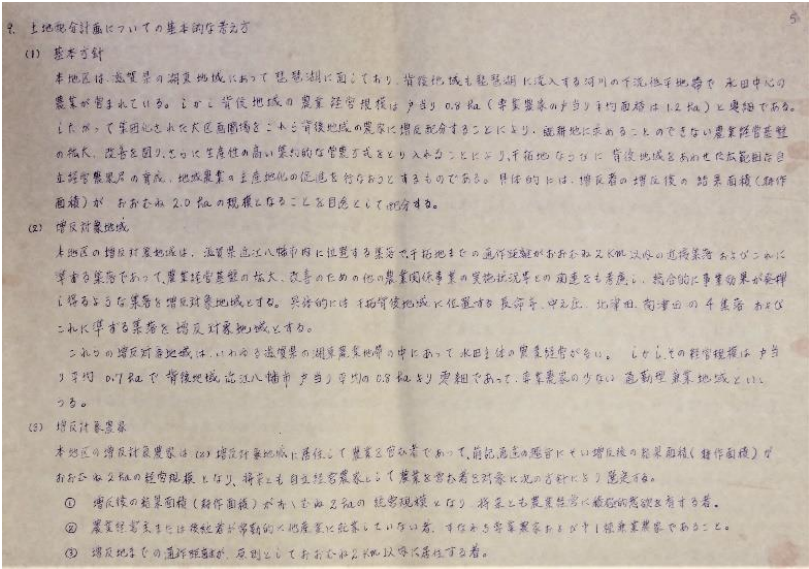
3-7
)



4-2 「土地の境界論争（小中の湖）」昭和30年
【昭10-147（4）】



4-1 「干拓で生じた新たな土地の字について（早崎内湖）」
昭和46年7月12日【昭10-170（6）】



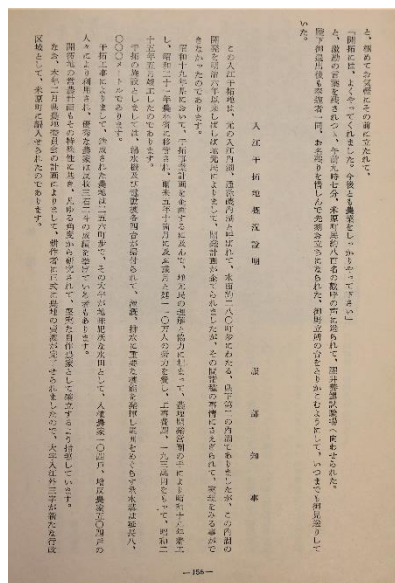
4-3 「土地配分計画についての基本的な考え方（津田内湖）」
昭和44年1月【令2-2869】

第四章 新たな大地で生きる人々

干拓により、琵琶湖沿岸には新たな大地が広がることとなります。これらの土地では、新たに区域を定め、住所を付す必要があります。例えば、早崎内湖の干拓により湖北町とびわ町に新たに生じた土地には、「昭和新聞」や「西田」という字（集落の最小単位）が付けられました（史料4-1）。ただ、区域や住所は干拓後すぐに確定したわけではなく、小中の湖の干拓地のように、入植が済んだ後も所属（蒲生郡安土町か神崎郡能登川町）が決まっていなかった場所がありました。昭和三十年、このままでは県議会議員の選挙区が定まらず混乱するので、早急に解決するよう協議が行われましたが、両町の合意が得られず、この時も境界確定には至りませんでした。史料4-2は、該当地域に住む入植者の陳情書で、彼らは入植当初、県から能登川町民として土地を分譲され、これまで能登川町で地方行政手続などを行っていたので、継続して同町への所属を訴えています。

新たな干拓地で農業を営む人々は、大きく分けて増反（既存農家の作付面積を増やすこと）と入植の二つの方法で耕地を手に入れています。内湖干拓地の場合、一部で入植者を受け入れていましたが、そのほとんどは周辺農家へ増反されました。

例えば、津田内湖の干拓地はすべて増反されましたが、その増反対象者は、周辺の農家で増反により2haの経営規模となる者、干拓により影響を受けた漁業関



4-6 「入江干拓地概況説明 (湖国巡幸)」昭和26年【資 631】



「入江干拓地概況説明 (湖国巡幸)」
昭和26年【資 629】

4-4 「小中の湖干拓田の分譲について」
昭和21年10月【昭 26-443 (8)】

4-5 「入江干拓地入植者決定について」
昭和22年4月【昭 26-452 (1)】

係者、また干拓により用地を買収された者などと考えました(史料4-3)。

一方で、昭和十七年に着工した小中の湖は、最も早く干拓された内湖で、周辺農家への増反だけでなく、入植者も受け入れた干拓地のひとつです。史料4-4は、入植者の内、近江農業修練所の生徒であった者のリストで、それぞれ田一丁(町)と宅地一反が配分され、彼らは新しい土地に住まいながら農業を営むこととなります。また、入江内湖への入植者リスト(史料4-5)からは、入植者の前職が雑貨商や建具商、菓子製造など、必ずしも農業経験者だけが選ばれたわけではなかったことがわかります。

このように、各干拓地では入植者への土地の分譲や周辺農家への増反により耕地を増やし、食糧増産に努めてきました。その後の干拓地の様子がわかる資料としては、史料4-6があります。これは、昭和二十六年の昭和天皇の湖国巡幸の記録であり、その訪問先のひとつであった入江干拓地についても記述があります。同年時点で一〇四戸の農家が入植し、五〇四戸へ増反されていた当地では、毎年五千石近くの米が生産されており、中には反収三石二斗の成績を上げている農家もあったようです。

干拓により、琵琶湖特有の内湖のある原風景は失われてゆきました。しかし、そこに生まれた新たな大地では、戦時中および戦後の食糧難への対策として、多くの米を生産し食糧増産に貢献してきました。また、いちちはやく農業の近代化、機械化を取り入れ研究に努めるなど、農業の発展に大きく寄与してきたのです。

【干拓地一覧】

番号	内湖名	面積 ha	着工年	完成年	入植戸数	増反戸数	事業形態
①	小中の湖	342.1	昭和17	昭和22	139戸	360戸	県受託、戦後国営
②	野田沼	39.5	昭和18	昭和26	-	152戸	県受託、戦後国営
③	松原内湖	73.3	昭和19	昭和22		209戸	農地開発営団、戦後国営
④	入江内湖	305.4	昭和19	昭和22	102戸	647戸	農地開発営団、戦後国営
⑤	貫川内湖	16.0	昭和19	昭和26	-	38戸	県受託
⑥	四津川内湖	19.9	昭和19	昭和26	-	93戸	県受託
⑦	繁昌池	33.8	昭和19	昭和26	2戸	167戸	県受託
⑧	大郷内湖	13.9	昭和19	昭和26	-	75戸	県受託
⑨	水茎内湖	201.3	昭和19	昭和22	42戸	346戸	農地開発営団、戦後国営
⑩	塩津内湖	16.8	昭和19	昭和26	-	57戸	県受託
⑪	大中の湖	1,145.0	昭和21	昭和43	216戸	123戸	国営
⑫	娑婆内湖	16.4	昭和34	昭和38	-	43戸	県営
⑬	曾根沼	87.0	昭和38	昭和43	-	159戸	県営
⑭	早崎内湖	91.9	昭和39	昭和46	-	156戸	県営
⑮	津田内湖	119.0	昭和42	昭和46	-	98戸	国営

出典：滋賀県『開拓のあゆみ』昭和48年。

参考文献一覧

- ・滋賀県『滋賀県史昭和編 第2巻行政編』昭和49年、532～538頁。
- ・近江八幡市『近江八幡の歴史 第8巻 通史3 明治維新から新市誕生まで』平成31年、317～319、382～383頁。
- ・滋賀県『開拓のあゆみ』昭和48年。
- ・琵琶湖干拓史編さん委員会『琵琶湖干拓史』昭和45年。
- ・柴崎優「内湖と地籍」『滋賀の地籍 土地家屋調査士の視点から』(滋賀県土地家屋調査士会編、サンライズ出版、令和3年)、156～161頁。

展示図録 琵琶湖干拓物語

令和3年(2021年)8月2日

編集・発行

滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126 Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp



干拓内湖位置図

「内湖干拓位置明示図」(昭和16年)【昭ね9】へ実際の干拓箇所(上記表の番号)を加筆。